

令和3年度福島県立高等学校入学者 後期選抜募集要項

福島県立福島工業高等学校・定時制
〒960-8003 福島市森合字小松原1番地
電話 (024)557-1395(代)
電話 (024)557-5233(直)
FAX (024)556-0405
URL: <https://fukushima-th.fcs.ed.jp/>

飯坂線電車：美術館図書館前下車
バス：工業高校前下車

1 出願

前期選抜により定員を充足しない場合実施する。

2 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、本校は県下一円とする。

3 募集定員

課 程	学 科	募集定員	修業年限
定 時 制 (夜間)	工 業 科 ※1	40名 (前期選抜の合格者を除いた数)	4 年 (3年以上 ※2)

※1 2年次から本人の希望・適性により「機械コース」と「建築コース」に分かれて専門教科の学習を行う

※2 本人の希望・適性により、本校における授業の他に、実務代替、技能審査の成果、定通併修などの制度で単位修得し、3年間で卒業できる「3年修了制」がある。

4 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。
なお、前期選抜又は連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

5 志願してほしい生徒

本校では、校訓「誠実・勤労・健康」のもと、主に機械と建築を専門とする定時制高校で、ものづくりのスペシャリスト育成を目指している。工業に関する知識や技術の習得と資格取得等に意欲的に取り組む生徒を求めている。

6 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、志願先の高等学校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、志願先の高等学校長に出願する。

7 併願の取扱い

- (1) 志願者は、二つ以上の高等学校に出願することはできない。
- (2) 本校の定時制の課程を志願する者は、本校の全日制の課程に志願することはできない。

8 出願期間

令和3年3月16日（火）から3月17日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留（簡易書留）とし、返信用封筒（長形3号120mm×235mm）に中学校の住所、校長名を記入し、694円分の切手を貼付したものを同封の上、

令和3年3月17日（水）正午までに**必着**とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

9 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① **入学願書**（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する**調査書**（中学校作成のもの）
定時制の課程を志願する年齢20歳以上の者も調査書（中学校作成のもの）を提出する。
 - ③ **受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ **入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① **入学願書**（上記(1)①に同じ）
 - ② **健康診断書**（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「3 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ③ **履修証明書、学習成績証明書**
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ④ **受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ **入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、**後期志願者名簿**を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、定時制950円の「**福島県収入証紙**」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

10 自己申告書の提出

- 中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した**自己申告書**を出願に際して本校校長に提出できる。
- 提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- また、保健室登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- 提出及び受領は次の方法により行う。
- (1) 出願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号120mm×235mm）を同封する。
 - (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
 - (3) 提出期間は、令和3年3月16日（火）から3月19日（金）までとする。
郵送の場合には、3月19日（金）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

11 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定によるものとする。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記9に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「通勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

12 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき
- (3) 受験票及び入学検定料納付済証明書については、後期選抜に対応する様式とする。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

13 出願先変更

- 出願者は、令和3年3月18日(木)に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。
- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書(又はその写し)を、在学(出身)中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
 - ② 後期選抜出願先変更願を受けた本校校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ③ ②により変更先の高等学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の高等学校に、入学願書の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ⑤ 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
 - (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

14 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、出願した本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

15 選抜方法

- 中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文を資料として選抜を行う。
- ① 調査書
「各教科の学習の記録」の評定については、135点満点、「特別活動等の記録」は、55点満点として、合計190点満点とする。
 - ② 面接
個人面接を実施する。個人面接では、学ぶ意欲や基本的生活習慣、高校生活の抱負・関心等を見る。
面接の内容には自己PR(1～2分程度)及び中学校における学習活動の成果を問う内容(国語、数学、技術・家庭(技術分野))を含む。
面接については、段階評価する。
 - ③ 作文
作文を実施する。与えられた題について400字以内で、自分の考えをまとめる作文とする。
作文については、段階評価する。

16 面接等の日時及び会場

- ① 日 時 令和3年3月22日(月) 午前9時～正午頃
- ② 受付時間 午前8時30分～午前8時45分
- ③ 受付場所 本校第1体育館前
- ④ 会 場 本校各教室

⑤ 日 程 8:30 8:45 9:00 9:40 10:00 ～

受付	諸連 絡等	作文 (40分)	休憩 (20分)	面接
----	----------	-------------	-------------	----

9:00 ～ 9:40 (40分)

10:00 ～

作文

面接 (個人面接)

⑥ 持ち物

受験票、筆記用具、上履き、ビニール袋 (下足入れ)

17 合格発表

- (1) 令和3年3月23日 (火) 午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

18 その他

この要項に記載されていない事項は令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。